

医政発 0329 第 24 号
令和 3 年 3 月 29 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

衛生検査所指導要領の見直しについて

臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 166 号。以下「改正告示」という。）が令和 2 年 4 月 1 日に告示され、令和 3 年 4 月 1 日から適用されることとなったところです。

改正告示の要点等については「医療法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」（令和 2 年 4 月 1 日付け医政発 0401 第 8 号厚生労働省医政局長通知）及び「眼の水晶体に受ける等価線量限度の改正に係る具体的事項等について」（令和 2 年 10 月 27 日付け医政発 1027 第 4 号厚生労働省医政局長通知）において、お示ししたところです。

今般、改正告示の適用に伴い、改正内容を踏まえて、「衛生検査所指導要領の見直し等について」（平成 30 年 10 月 30 日付け医政発 1030 第 3 号厚生労働省医政局長通知）の別添 1 「衛生検査所指導要領」を別添のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日より適用することとしたため、貴職におかれては、貴管下の衛生検査所等に対して、十分周知いただくとともに、関係法令及び本通知別添「衛生検査所指導要領」に従い、貴管下の衛生検査所に対する指導方よろしく願います。